環球
中国法速報(No.66)

2022年11月11日発行

法令ニュース	**2022年10月重要法令解説**
コラム	**弁護士が見る 時代と歩む中国法——中国の輸出守る「牙」**

www.glo.com.cn

編集・発行：環球法律事務所（GLOBAL LAW OFFICE）
日本業務チーム
GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階&20階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax:(86 10) 6584 6666

上海
〒200031
上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax:(86 21) 2310 8299

深セン
〒518052
深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大廈B座27階
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax:(86 755) 8388 5987

成都
〒610041
成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼37階
Tel:(86 28)8605 9898
Fax:(86 28)8313 5533

➢ 2022 年 10 月重要法令解説目次

No.	日本語	中国語	公布機関	公布日	施行日	ページ
1	市場監督管理行政処罰裁量権の規範化に関する指導意見	关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见	国家市場監督管理総局	2022 年 10 月 8 日	2022 年 10 月 8 日	3
2	食品生産許可審査通則（2022 年版）	食品生产许可审查通则（2022 版）	国家市場監督管理総局	2022 年 10 月 8 日	2022 年 11 月 1 日	3
3	食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法	食品相关产品质量安全监督管理暂行办法	国家市場監督管理総局	2022 年 10 月 8 日	2023 年 3 月 1 日	4
4	「情報安全技術自動車データ取扱安全要求」等の 14 件のネットワーク安全に係る国家標準	《信息安全技术汽车数据处理安全要求》等 14 项网络安全国家标准	市場監督管理総局、国家標準化管理委員会	2022 年 10 月 14 日	2023 年 5 月 1 日	5
5	ネットワーク製品セキュリティホール収集プラットフォーム届出管理弁法	网络产品安全漏洞收集平台备案管理办法	工業情報化部	2022 年 10 月 25 日	2022 年 10 月 25 日	5
6	外商投資奨励産業目録（2022 年版）	鼓励外商投资产业目录（2022 年版	国家発展改革委員会、商務部	2022 年 10 月 26 日	2023 年 3 月 1 日	6
7	行政不服審査法（改正草案）意見募集稿	行政复议法（修订草案）征求意见稿	全国人民代表大会常務委員会	2022 年 10 月 27 日	/	6

➢ 2022 年 10 月重要法令解説

1. 市場監督管理行政処罰裁量権の規範化に関する指導意見（中国語：关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见）

国家市場監督管理総局　2022 年 10 月 8 日公布、施行
公示サイト：http://www.ipraction.gov.cn/article/zcfg/zcwj/202210/383337.html

为了规范市场监督管理行政处罚行为，保障市场监管部门依法行使行政处罚裁量权，同时也为全面落实新修订的《行政处罚法》，国家市场监督管理总局于 2022 年 10 月 8 日针对 2019 年版《关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见》进行了修订，对与《行政处罚法》规定不配套的内容作出修改。主要修订之处如下：

（一）下级市场监管部门原则上应直接适用上级市场监管部门已经制定的行政处罚裁量权基准。无法直接适用的可以结合其地区经济社会的发展状况，合理细化量化，但是不能突破上级部门制定的裁量权基准。

（二）将有证据证明没有主观过错的情况列为不予处罚情形，同时，初次违法且危害后果轻微并及时改正的，可以不予行政处罚。

（三）在重大传染病疫情等突发事件期间，有违反突发事件应对措施行为的应当从重处罚。

市場監督管理機関による行政処罰の手続や裁量について、改正「行政処罰法」（2021 年施行）との整合性を図るために、国家市場監督管理総局は、「市場監督管理行政処罰裁量権の規範化に関する指導意見」（2019 年公布）を改正し、2022 年 10 月 8 日付けで公布・施行した。

主な改正点については以下のとおり。

（1）上級の市場監督管理機関が策定した行政処罰裁量基準がある場合には、下級の市場監督管理機関は、原則それを適用しなければならず、適用不可の場合、自地域の経済・社会情勢を踏まえて、法令が定める範囲内で合理的に詳細化・定量化した基準を策定することができる。ただし、上級の市場監督管理機関が策定した裁量基準を逸脱してはならない。

（2）行政処罰を科してはならない事由として、「故意・過失によるものではないことを当事者が証明できる場合」が追加された。また、初回の違反で、危害が軽微に済み、遅滞なく是正がなされた場合には、行政処罰を科さないことができるとする規定が新設された。

（3）重大な感染症拡大等の突発性事件において、その緊急対応策に違反する行為がある場合には、重い罰が科されることが定められた。

2. 食品生産許可審査通則（2022 年版）（中国語：食品生产许可审查通则（2022 版））

国家市場監督管理総局　2022 年 10 月 8 日公布　2022 年 11 月 1 日施行
公示サイト：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/spscs/202210/t20221021_350963.html

在食品、食品添加剂生产许可管理方面，有一部专门规定即《食品生产许可审查通则》。该通则于 2010 年制定，2016 年进行了一次修改，此次国家市场监督管理总局进行了第二次修改，于 2022 年 10 月 8 日发布了《食品生产许可审查通则（2022 版）》，自 2022 年 11 月 1 日起施行。通则（2022 年版）是落实《食品生产许可管理办法》，规范许可审查工作，统一许可审查标准的重要技术规范文件。主要内容如下：

（一）在申请材料审查方面，规定申请人应以电子或纸质方式提交，并对申请材料的真实性负责。

（二）在现场核查方面，明确了需要组织现场核查的各种情形、核查程序及特殊情况的处理要求，规定了现场核查人员的具体职责分工等。

（三）在许可审查时限方面，将现场核查完成时限压缩至 5 个工作日，提升了食品生产许可

工作效率。

（四）在审查结果与整改方面，要求申请人自通过现场核查之日起 1 个月内完成对现场核查中发现问题的整改，并将整改结果向其日常监管部门书面报告。

另外，值得注意的是，通则（2022 年版）依据《国务院关于深化"证照分离"改革进一步激发市场主体发展活力的通知》规定，删除旧版通则中的"申请生产许可的食品类别应当在营业执照载明的经营范围内"要求。

2010 年、食品、食品添加物の生産許可について定めた「食品生産許可審査通則」が制定された。2016 年に改正が行われ、このたび、2 回目の改正となる「食品生産許可審査通則（2022 年版）」が、2022 年 10 月 8 日、国家市場監督管理総局より公布され、2022 年 11 月 1 日に施行された。このたび改正された通則は、「食品生産許可管理弁法」を踏まえたものであり、許可審査業務の規範化、許可審査基準の統一化を目的とした重要な技術性規範文書である。主な内容は次のとおり。

（1）申請書類は電子版又は紙媒体を提出する。申請者はその真実性について責任を負う。

（2）現場検査を実施すべき事由、手順、特殊な状況における要求が明確化され、検査員の職務分担等が定められた。

（3）現場検査の期間が 5 営業日に短縮化され、食品生産許可審査の業務効率を向上させることが定められた。

（4）現場検査で発見された問題点について、申請者は、現場検査合格後 1 か月以内に是正・改善し、その報告書を担当監督管理機関へ提出することが義務化された。

なお、2016 年版の通則では、生産許可を申請する食品の類別は、営業許可証（中国語：营业执照）記載の経営範囲内としなければならないと定めていたが、2021 年 6 月 3 日に国務院より公布された「『証照分離』改革の深化、市場主体の発展活力の更なる活性化に関する国務院の通知」により、通則（2022 年版）では、当該規定が削除されたことが注目に値する。

3. 食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法（中国語：食品相关产品质量安全监督管理暂行办法）

国家市場監督管理総局　2022 年 10 月 8 日公布　2023 年 3 月 1 日施行
公示サイト：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202209/t20220930_350531.html

为保障食品相关产品（食品包装材料、容器、清洗剂、消毒剂以及食品生产销售工具等）质量安全，2022 年 10 月 8 日，国家市场监督管理总局印发了《食品相关产品质量安全监督管理暂行办法》，自 2023 年 3 月 1 日起施行。办法针对在中国境内生产、销售食品相关产品的监督管理进行了规定，要点如下：

（一）明确禁止生产、销售"使用不符合食品安全标准及相关公告的原辅料和添加剂生产的食品相关产品"等多种食品相关产品，建立食品相关产品生产企业质量安全管理人员制度。

（二）明确了食品相关产品质量安全追溯制度、召回管理制度、标签标识管理制度等。

（三）规定了涵盖事前许可、事中检查、事后惩处的全过程闭环监管体系。市场监督管理部门作出的相关行政处罚信息，依法记入国家企业信用信息公示系统，向社会公示。

（四）建立了食品相关产品严格的法律责任制度，对食品相关产品法律责任予以明确。

食品関連製品（食品に用いる包装材・容器・洗浄剤・消毒剤及び食品の生産・販売に用いる用具・機器等）の品質・安全性を確保するために、国家市場監督管理総局より、「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」が制定され、2022 年 10 月 8 日付けで公布された。2023 年 3 月 1 日に施行する。本弁法は、中国国内における食品関連製品の生産・販売の監督管理について定めたものである。主な内容は以下のとおり。

（1）「食品安全標準及び関連公告に適合しない原材料・添加物を用いて生産した食品関連製品」等の生産・販売を禁じること、食品関連製品の生産企業における品質安全管理人員制度を確立することが定められた。

（2）食品関連製品の品質安全トレーサビリティ、リコール管理、ラベル表示管理等の制度を確立す

ることが明文化された。
（3）事前（許認可）・事中（検査）・事後（懲罰）の全過程を網羅するクローズドループ監督管理制度を確立し、市場監督管理機関による関連の行政処罰の情報を、国家企業信用情報公示システムに掲載し、公開することが定められた。
（4）食品関連製品に関する法的責任が明確化された。

4. 「情報安全技術 自動車データ取扱安全要求」等の 14 件のネットワーク安全に係る国家標準（中国語：《信息安全技术 汽车数据处理安全要求》等 14 项网络安全国家标准）

市場監督管理総局、国家標準化管理委員会　2022 年 10 月 14 日公布　2023 年 5 月 1 日施行
公示サイト：https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20221017101959

2022 年 10 月 14 日，国家市场监督管理总局、国家标准化管理委员会发布了 14 项网络安全国家标准，均将于 2023 年 5 月 1 日起生效。
本次发布的 14 项国家标准涵盖汽车数据处理安全要求、个人信息安全工程指南、生物识别数据安全要求、互联网信息服务数据安全要求等多个重要领域。其中，《信息安全技术 汽车数据处理安全要求》（GB/T 41871-2022）落实了《数据安全法》《个人信息保护法》以及《汽车数据安全管理若干规定（试行）》关于汽车数据安全保护的要求，针对敏感个人信息、重要数据等数据在显著告知、脱敏处理等方面提出细化安全要求。

2022 年 10 月 14 日、市場監督管理総局、国家標準化管理委員会は、ネットワーク安全に係る国家標準 14 件を公表した。いずれも 2023 年 5 月 1 日に施行される。
このたび公表された 14 件の国家標準は、「自動車データ取扱安全要求」、「個人情報セキュリティエンジニアリングガイドライン」のほか、生体情報の安全性に係る要求やインターネット情報サービスにおけるデータ安全に係る要求等が含まれており、いくつもの重要分野を網羅している。このうち、「自動車データ取扱安全要求」（GB/T 41871-2022）は、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」及び「自動車データ安全管理に関わる若干規定（試行）」における自動車データの安全性に係る規定を踏まえたものであり、機微な個人情報、重要データ等に対する安全要求（明確な告知、マスキング処理等）について詳細に定めている。

5. ネットワーク製品セキュリティホール収集プラットフォーム届出管理弁法（中国語：网络产品安全漏洞收集平台备案管理办法）

工業情報化部　2022 年 10 月 25 日公布、施行
公示サイト：https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_8c3a9f746c324ac8a6c033f896356a0d.html

为规范网络产品安全漏洞收集平台备案管理，作为《网络产品安全漏洞管理规定》的配套规定，工业和信息化部于 2022 年 10 月 25 日公布了《网络产品安全漏洞收集平台备案管理办法》。办法自 2023 年 1 月 1 日起施行，针对网络产品安全漏洞收集平台的备案、信息变更、注销等程序提出了如下要求。
（一）漏洞收集平台备案采用网上备案方式进行，拟设立漏洞收集平台的组织或个人，应当通过工业和信息化部网络安全威胁和漏洞信息共享平台如实填报漏洞收集平台的名称、首页网址和互联网信息服务（ICP）许可或备案号等备案登记信息。
（二）漏洞收集平台应在上线前完成备案，已上线运行的漏洞收集平台应在本办法施行之日起 10 个工作日内进行备案。
（三）备案信息发生变化的应当自信息变化之日起 30 日内履行备案变更手续。不再从事漏洞收集业务的应当在业务终止之日履行备案注销手续。

2022 年 10 月 25 日、工業情報化部より、「ネットワーク製品セキュリティホール収集プラットフォーム

届出管理弁法」が公布された。2023 年 1 月 1 日に施行する。同弁法は、「ネットワーク製品セキュリティホール管理規定」(2021 年制定)の関連法令として、ネットワーク製品セキュリティホール収集プラットフォーム届出管理を規範化するために定められたものであり、主にネットワーク製品セキュリティホール収集プラットフォームの届出、変更届、抹消届等の手続について詳細に定めている。主な内容は以下のとおり。

(1)セキュリティホール収集プラットフォームの届出は、オンライン上にて行う。セキュリティホール収集プラットフォームを開設する予定の組織又は個人は、工業情報化部の「サイバーセキュリティ脅威・欠陥情報共有プラットフォーム」において、各種情報(例:収集プラットフォームの名称、URL、ICP 番号等)を入力し、届出を行わなければならない。

(2)セキュリティホール収集プラットフォームは、リリース前に届出を完了しなければならない。既にリリースされている場合、本弁法施行日から 10 営業日以内に、届出を完了しなければならない。

(3)届出情報に変更があった場合、変更が生じた日から 30 日以内に、変更届を行うものとする。セキュリティホール収集の事業から撤退する場合には、当該業務終了日に、抹消届を行わなければならない。

6. 外商投資奨励産業目録(2022 年版)(中国語:鼓励外商投资产业目录(2022 年版))

国家発展改革委員会、商務部　2022 年 10 月 26 日公布　2023 年 3 月 1 日施行
公示サイト:https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202210/t20221028_1339662.html?code=&state=123

近年来，受全球新冠疫情的影响，国内经济形势受到严峻考验。为落实外商投资法及其实施条例，根据国民经济和社会发展需要，鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资，2022 年 10 月 26 日，国家发展改革委、商务部发布《鼓励外商投资产业目录（2022 年版)》，自 2023 年 1 月 1 日起施行。

2022 年版目录在构成上与 2020 年版目录保持一致，分为“全国鼓励外商投资产业目录”（适用于全国）和“中西部地区外商投资优势产业目录”（适用于中西部地区、东北地区以及海南省）两部分，总条目与 2020 年版目录相比增加 239 条，修改 167 条。新增及修改领域分布在农林牧渔业、制造业、批发和零售业、信息传输、软件和技术服务业等多领域。

近年、新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行により、中国経済は厳しい局面を迎えている。経済・社会の発展ニーズに応じるために、2022 年 10 月 26 日、国家発展改革委員会と商務部は、「外商投資法」及びその実施条例に基づき、外国投資者による特定の産業、分野、地域への投資を奨励することを目的とした「外商投資奨励産業目録(2022 年版)を公布した。2023 年 1 月 1 日に施行する。

2022 年版目録は、2020 年版と同じく、全国に適用される「全国外商投資奨励産業目録」と、中・西部地域、東北地域、海南省に適用される「中西部地域外商投資優勢産業目録」の 2 部構成となっている。このたび、農林水産、製造、卸売・小売、情報伝送、ソフトウェア・技術サービス等の様々な分野において、新設(計 239 項目)及び改正(計 167 項目)が行われている。

7. 行政不服審査法(改正草案)意見募集稿(中国語:行政复议法（修订草案）征求意见稿)

全国人民代表大会常務委員会　2022 年 10 月 27 日公表
公示サイト:http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff808181841e0f040184278b40ee0cd7

行政复议是政府系统自我纠错的监督制度和解决“民告官”行政争议的救济制度。现行行政复议法于 1999 年施行，于 2009 年、2017 年分别对部分条款作了修改。为了强化行政复议化解行政争议的能力，努力将行政复议打造成为化解行政争议的主渠道, 2022 年 10 月 27 日，《行政复议法（修订草案）》（以下简称“修订草案”），首次提请十三届全国人大常委会第三十七次会议审

议。主要修订之处如下：

（一）修订草案规定由县级以上地方人民政府统一行使行政复议职责。

（二）关于行政复议的申请期限，现行法规定其为 60 天，自知道该具体行政行为之日起算。修订草案在此基础上增加了如未告知行政相对人申请行政复议的权利等的，申请期限自知道或者应当知道该等权利之日起计算，最长不得超过一年两种情况。

（三）修订草案在现行法的基础上，进一步扩大了行政复议的受案范围。例如，行政相对人认为行政机关在政府信息公开工作中侵犯其合法权益的，可以提起行政复议。同时，将行政机关滥用行政权力排除或限制竞争，也纳入行政复议范围。

（四）区分一般程序与简易程序。此次修订草案将行政复议程序区分为一般程序与简易程序，并对不同程序下的审查方式进行了具体规定。

行政不服審査（中国語：行政复议）は、行政機関の自己統制・監察制度であり、また、官民間の行政紛争を解決するための救済制度である。現行の「行政不服審査法」は 1999 年に施行され、2009 年と 2017 年に一部改正が行われた。行政紛争における解決力を強化し、その主な解決方法となることを目的として、このたび、「行政不服審査法（改正案）」が作成され、2022 年 10 月 27 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 37 回会議に提出され、初めて審議が行われた。

改正案における主なポイントは以下のとおり。

（1）県レベル以上の地方人民政府が行政不服審査を管轄することが定められた。

（2）行政不服審査の申立期限（その行政行為を知った日から 60 日以内）について、行政不服審査申立の権利等について告知を受けなかった場合には、その権利を知った又は知るべき日から起算する（ただし行政行為を知った日から 1 年を超えない）との規定が新設された。

（3）行政不服審査の対象範囲を拡大した。例えば、政府情報公開により、自身の合法的権益を侵害されたと考える場合、行政不服審査を申立てることができるとする規定が新設された。また、行政権力の濫用による競争の排除・制限についても、行政不服審査の対象に組み込まれた。

（4）行政不服審査を一般手続と簡易手続に分け、それぞれの審査方法が定められた。

➢ コラム:弁護士が見る　時代と歩む中国法

中国の輸出守る「牙」

文/鮑栄振

先日、歯の治療を受けていた時、ふと「歯と牙は何が違うのだろうか」と思った。

現代の中国語では、「歯」と「牙」に大きな意味の違いはない。ともに日本語でいう「歯」を指す。ただし、「牙」はより口語的で、日常的にはこちらをよく使う。遠い昔、両者にははっきりとした違いがあった。「牙」は人間や動物が持つ、食物にかみついたり引き裂いたりするための鋭い歯、すなわち犬歯を指した。一方の「歯」は、食物をかみ砕いたりすりつぶしたりするための臼歯を指した。軍隊に例えれば、「牙」は敵に真っ先に攻撃を仕掛ける先兵で、「歯」はその後に環境を整える工兵といったところか。

そんなことをつらつら考えていたら、中国の「輸出管理法」の起草時（2017 年）、ある専門家が「中国の現行の輸出管理に関する法令には『牙』が欠けている」と語ったことを思い出した。この専門家は、輸出規制をするための強制力や抑止力の暗喩として、「牙」という言葉を使ったのだ。

しかし、「牙」がないというのはすでに過去のことだ。輸出規制のためのいくつかの重要な制度を新設した「輸出管理法」が、2020 年 12 月 1 日から施行されている。「牙」を得た「輸出管理法」は、中国に進出している外資系企業や、中国と貿易関係がある幅広い業種の企業の関係者らから大きな注目を浴びた。同時に、一部からは懸念も出ている。

「輸出管理法」の二つの「牙」

「輸出管理法」が持つ輸出規制のための「牙」とは、再輸出規制とみなし輸出規制のことだ。

再輸出とは、中国で生産・加工し、外国から輸入したものを組み込んだ製品を第三国に再度輸出することだ。「輸出管理法」では、こうした製品などが再輸出される場合、その製品がもともと中国からの直接輸出が規制されているものであれば、再輸出の際にも同等の規制を受ける――すなわち再輸出には中国政府の許可が必要と定めている。これが再輸出規制だ。

かつて、中国で再輸出規制が導入された場合の影響について、ある日本の専門家が以下のような見解を示したことがある。「再輸出規制が導入されている米国の状況を見れば（その影響が）分かる。米国の規制では、米国から輸入した製品そのもの、または米国から輸入した部品などを一定の割合以上使った製品などを輸入国が再輸出する場合、米国政府の許可が必要となっている。このため、米国製品の使用はリスクとなり、海外の産業界では、その使用を回避する大きな要因となっている。従って、中国で再輸出規制が導入された場合も同様の問題が生じるであろう」

結果として、これはやや考え過ぎだったと言わざるを得ない。「輸出管理法」では非常に広い範囲の貨物・技術・役務を管理品目と定めているが、注意すべきは、全ての管理品目が直ちに規制の対象となるわけではない、ということだ。中国ではリストによる規制を行っており、管理品目のうち規制品目リストに

掲載されている品目のみが規制対象となる。従って、そういう品目を輸出または再輸出する場合に許可が必要となるのだ。

一方、みなし輸出とは、中国の公民や法人などから中国国内の外国の組織および個人に輸出管理規制品目を提供することを指す。例えば、中国において就業・留学している外国人または臨時に訪中した外国人に対し、関連設備や技術資料の調査・閲覧を許可することや、外国人と口頭でのコミュニケーションを許可することなどだ。

これについても、日本の専門家から、みなし輸出に対する規制が厳しく行われると、実務においてさまざまな支障が生じる可能性があるのではないか、との疑問が呈された。例えば、外国の本社からの出向者を含め、中国で外国人従業員を交えた企業内の日常的な技術的打ち合わせ、データベースへのアクセスなどは、許可がないとできなくなってしまうのではないか、という懸念である。

だが、これも誤解がある。そもそも全てのみなし輸出が規制の対象となるわけではない。実際に規制対象となるのは、やはり規制品目リストに掲載されている品目に限られる。

以上を整理すると、輸出入業者が「輸出管理法」違反で処罰されるのを避けるためには、リスト規制についてしっかりと理解することが重要だ。

日本も採用するリスト規制

日本もリスト規制を採用している国の一つであり、「輸出貿易管理令」別表などが定めるものについては、輸出する際は原則として経済産業大臣の許可を必要としている。このため、日系の輸出入業者はリスト規制についてある程度理解しているだろう。

以前、輸出入を行うある日系企業から、「当社の事業が中国の輸出管理規則による規制の対象となるか。規制への対応について何かアドバイスはないか」という問い合わせを受けたことがある。そこで筆者は、(民生と軍事の用途がある)両用品目および技術輸出入許可証管理リスト、核輸出管制リスト、軍需品輸出管理リスト、輸出禁止・輸出制限技術リストなど現行の規制品目リストを提供し、これを参考に取り扱っている貨物が輸出の許可が必要かどうかセルフチェックを行うよう勧めた。

輸出規制品を申告せず処罰

「輸出管理法」が施行された 2020 年 12 月から今年 6 月下旬までの間、「輸出管理法」違反により行政処罰が下された事例は7件ある。そのうちの代表的な2件を紹介する。

一つ目は、天津新港の税関が昨年 9 月、広西チワン(壮)族自治区の貿易会社に行政処罰を下した事例である。この会社は一般貿易の名目で、黒鉛化石油コークス 200 トンの輸出申告を行ったが、通関時の検査によって実際の貨物は人造黒鉛であることが判明した。人造黒鉛は規制品目リストに掲載されている両用品目で、輸出に際しては両用品目および技術輸出許可証が必要だったが、同社はこの許可証を取得していなかった。この貨物は約 94 万人民元の価値があり、天津新港の税関は「輸出管理法」違反で、この会社に 11 万人民元の過料を科した。

二つ目も、昨年 12 月に起きた同じ天津新港税関による摘発事例だ。河北省石家荘市のある貿易会社が一般貿易の名目で、リュックサックや男性用ベスト、工具セット計 490 点の輸出申告を行った。ところが、通関時の検査によって、これらの貨物はいずれも迷彩柄で、規制品目リストに掲載されている軍需品目であることが判明した。同社は、軍需品目の輸出に必要な軍需品目輸出許可証を取得せず、一般貨物として輸出しようとしていた。天津新港税関は同社に7万元の過料を科した。

この 2 件を含み、今年 6 月下旬までに公表された処罰事例 7 件は、全て規制品目リストに掲載されている品目なのに、必要な輸出許可証を取得せずに輸出しようとした事案だ。こうした事実からも、規制品目リストをしっかりと確認し、輸出しようとする貨物を正確に分類した上で、必要な輸出許可証を取得することの重要性が分かる。輸出入事業に携わる業者は、この点でいっそうの注意が必要だ。

——『人民中国』より転載

☆編集・発行：環球法律事務所（GLOBAL LAW OFFICE）日本業務チーム

編集・発行責任者：劉　淑珺（Liu Shujun）（パートナー、日本語対応可能）
メールアドレス：liushujun@glo.com.cn
直通電話: +86 10 6584 6601
ファックス：+86 10 6584 6666/6677

編集・発行責任者：鮑 栄振（Bao Rongzhen）（パートナー、日本語対応可能）
メールアドレス：baorongzhen@glo.com.cn
直通電話: +86 10 6584 6609
ファックス：+86 10 6584 6666/6677

上記のほか、第 66 号中国法速報は下記の弁護士が執筆・編集を担当しました。
翁夢竹　史筱唯　　GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。本速報の著作権及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。

当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております（内容は、日本語版ニュースレターのものと異なります）。ご興味がございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸甚です。